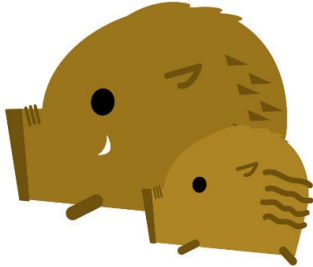


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成31年1月号 vol.51



明けましておめでとうございます。
今年も元日の三社参りラン、護国神社、警固神社、櫛田神社を巡り、いつものスタバでこの通信を書いています。
昨年は、懐かしい友達との再会の一年、自分の足跡をたどった一年でした。そして今年もお客さまや仲間との「結」というものをより大切にしながら、丁寧に一日一日を生きていきたいと思っています。どうぞ、今年もよろしくお願ひいたします。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

年が明け、そろそろ確定申告の時期になります。住宅ローン控除を受けようとする方は、初年度は忘れずに申告をする必要があります。
昨年末に住宅ローン控除等の適用誤りが約14,500人という新聞報道がされました。誤りやすい事例3件を紹介します。

”住宅ローン控除の適用を誤った納税者には過少申告加算税という罰金も”

平成25年分から28年分の所得税確定申告を提出した者のうち、住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の特例を併用した方など、最大で約14,500人に申告誤りがあつたようです。
誤りが多かった事例として次の3つがあるようです。住宅ローン控除等を受ける方はご注意ください。

○「住宅借入金等特別控除」と「贈与税の住宅取得等資金の特例」を併用したケース

→直系尊属から住宅取得にかかる資金の贈与を受けた場合に、一定の枠内で贈与税が非課税になる特例があります。住宅ローン控除との併用はできませんが、贈与税の特例を受けた部分は、住宅の取得価額から控除して、住宅ローン控除を受ける必要があります。

○「住宅借入金等特別控除」と「居住用財産の譲渡に係る3,000万円特別控除の特例」を重複して受けたケース

→ご自宅を売却した場合に譲渡益から3,000万円控除ができる特例があります。住宅ローン控除を受けようとする年分及びその前後2年の計5年の間に、この3,000万円控除の特例を受けていた場合は、住宅ローン控除を受けることができません。

○「直系尊属から住宅取得等資金の贈与の非課税特例」における所得要件の確認もれ

→この適用を受ける年分の合計所得金額が2,000万円超である方は適用を受けることができません。

「今月の本の紹介」

「ホモ・デウス テクノロジーとサビエンスの未来」
(ユヴァル・ノア・ハラリ 著・河出書房新社)

衝撃的な本でした。読み進めるにつれて、本当の自己というものがよく分からなくなってくる感覚でした。正直言って、受け入れがたいというか受け入れたくない思いが残った一方で、本書の重要な問いかけが読後も頭に残りました。

人間はただのアルゴリズムというデータ処理する生き物に過ぎないのか？意識を持たない高度な知能を備えたあるアルゴリズムが人間を凌駕するとき、私たちの生活はどうなるのか？などなど...

「気まぐれ簡単レシピ」

<かき玉うどん>

- ・冷凍うどん 1玉
- ・ベーコン 2枚→3cm幅カットして片栗粉をまぶす
- ・オイスターソース 大2、しょうゆ 小1、水 1.5カップ (A)
- ・しょうが→すりおろす
- ・卵 1個、カイワレ

①鍋に(A)、うどんを入れ蓋をして煮立てる。

②1~2分煮て、ベーコンを加え2分煮る。

③卵を割りほぐし回し入れ軽く混ぜる。

④カイワレを散らし、ショウガを添える。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所